

急性心筋梗塞の医療体制

区分	発症予防	応急手当・病院前救護	救急医療の機能(急性期)	回復期	再発予防
求められる役割	<p><地域の医療機関> 危険因子となる基礎疾患及び危険因子の治療、管理</p> <p>初期症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発</p> <p>初期症状出現時の早期受診についての助言、指導</p> <p><保険者・市町村、保健所> 生活習慣病予防のための保健指導 基本健診等による危険因子の早期発見及び治療の勧奨 健康づくり対策の推進</p>	<p><本人又は現場に居合わせた者> 発症後速やかな救急搬送要請 心肺停止が疑われる者に対して、心肺蘇生術や自動体外式除細動器(AED)の使用による応急処置 <救急救命士等> 特定行為を含めた応急処置 地域メディカルコントロール協議会によるプロトコール(活動基準)に則した適切な観察、判断、処置 急性期医療を担う医療機関への搬送</p> <p><地域の医療機関> 速やかな判断と急性期医療機関への転送</p>	<p>急性心筋梗塞が疑われる患者に対する速やかな初期病態評価と迅速な専門的治療が24時間可能</p> <p>運動耐容能の評価に基づく運動療法、食事指導等、心臓リハビリテーション(運動療法、食事指導等、精神的ケア)</p> <p>専門的治療 心臓カテーテル検査+カテーテル治療 冠動脈バイパス術等の外科的治療 電気的除細動、器械的補助循環装置、緊急ペーシング</p> <p>退院前の、再発予防のための患者教育</p>	<p>基礎疾患や危険因子の治療、管理</p> <p>心不全合併例に対して安静度の段階的緩和等による心臓リハビリテーションの実施</p>	<p><地域の医療機関> 適切な薬物療法(抗狭心症薬、アスピリン、遮断薬等)の実施</p> <p>高血圧、コレステロール、糖尿病の治療、管理</p> <p>禁煙、肥満予防の指導、管理</p> <p>再発予防のための食事や運動等に関する指導</p> <p>再発時の対応に関する患者教育</p> <p><保険者・市町村、保健所> 生活習慣病の予防及び治療のための保健指導 基本健診等による危険因子の早期発見及び治療の勧奨 健康づくり対策の推進</p>
医療機能	<p>次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。</p> <p>高血圧、糖尿病、高脂血症、心房細動等の基礎疾患及び危険因子の管理が可能であること</p> <p>初期症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施すること</p> <p>初期症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること</p>	<p>次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。</p> <p>心電図検査、血液生化学検査、心臓超音波検査、X線検査、CT検査、心臓カテーテル検査、器械的補助循環装置等必要な検査及び処置が24時間対応可能であること</p> <p>急性心筋梗塞が疑われる患者について専門的な診療を行う医師等が24時間対応可能であること</p> <p>ST上昇型心筋梗塞の場合、来院後30分以内に冠動脈造影検査が実施可能であること</p> <p>呼吸管理、疼痛管理等の全身管理が可能であること</p> <p>ポンプ失調、心破裂等の合併症治療及び冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能であること、あるいはこれらが実施可能な医療機関と常に連携がとられていること</p> <p>電気的除細動、器械的補助循環装置、緊急ペーシング、ペースメーカー不全への対応が可能であること</p> <p>運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず包括的あるいは多要素リハビリテーションを実施可能であること</p> <p>抑うつ状態等の対応が可能であること</p> <p>回復期(あるいは在宅医療)の医療機関と診療情報や治療計画を有する等して連携していること、またその一環として再発予防の定期的専門的検査を実施すること</p> <p>退院前に、患者及び家族に対し急性心筋梗塞の再発予防のための教育を行うこと</p>	<p>次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。</p> <p>再発予防の治療や基礎疾患、危険因子の管理、抑うつ状態等の対応が可能であること</p> <p>心電図検査、電気的除細動等急性増悪時の対応が可能であること</p> <p>合併症併発時や再発時に緊急の内科的、外科的治療が可能な医療機関と連携していること</p> <p>運動耐容能を評価の上で、運動療法、食事療法等の心臓リハビリテーションが実施可能であること</p> <p>急性心筋梗塞の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について、患者及び家族への教育を行うこと</p> <p>診療情報や治療計画を共有する等して急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と連携していること</p>	<p>次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。</p> <p>再発予防のための治療や基礎疾患、危険因子の管理、抑うつ状態への対応が可能であること</p> <p>緊急時の除細動等急性増悪時への対応が可能であること</p> <p>合併症併発時や再発時に緊急の内科的、外科的治療が可能な医療機関と連携していること</p> <p>再発予防の定期的専門的検査、合併症併発時や再発時の対応を含めた診療情報または治療計画の共有等により、急性期の医療機関や介護保険サービス事業所等と連携していること</p> <p>在宅でのリハビリ、再発予防のための管理を医療機関と訪問看護ステーション、薬局が連携して実施できること</p>	
担い手	地域の医療機関 保険者・市町村	地域住民 救急救命士等 地域の医療機関	<u>【急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関】(調査)</u>	<u>【急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関】(調査)</u>	地域の医療機関(調査) 薬局、保険者、市町村、保健所